



拝啓

初春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
この事務所通信も3号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。
本年も当事務所をどうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

～今回のテーマ「あれっ？権利証は？」～

(権利証の代わりに登記識別情報通知書)

世の中のIT化とともに、登記もインターネットで申請ができるようになりました。その際に大きく変わった点が、従前の「権利証」が無くなった事です。これまで家や土地を購入すると、法務局から登記済証が発行され、司法書士たちがおのおの豪華な表紙を付けてお客様にお渡ししており、大事に金庫等で保管されていたものでした。

それが制度のIT化によって廃止となり、新しく登場したのが「登記識別情報通知書」です。この「登記識別情報通知書」は、英字と数字を組み合わせた12桁のパスワードが記載されており、インターネットで申請する場合に申請画面に入力すると権利証の代わりとなります。

しかしながらこの登記識別情報通知書にはちょっと困った点があります。記載されているパスワードが他人に知られてしまうと、それだけで権利書を渡してしまったのと同じ事になってしまうのです。

便利になった反面、盗難防止だけではなく、さらに情報漏えいにも注意が必要となりました。通常この「登記識別情報通知書」には、パスワードを隠すために一度はがしたら2度と貼り直せない特殊なシールが貼られていますので、次に必要となる時までにはシールをはがさないようお願いしております。

お客様の中には、大金を払って家や土地を購入するのにパスワードが記入されただけの用紙が発行されることに不安を感じられる方もいらっしゃるようです。

また、大きな土地を購入して分筆した場合、分筆後の全ての土地が同一のパスワードであるといった問題点もあります。

そのためこの制度の評判はあまり芳しくなく、一部では「登記識別情報制度廃止運動」もあるようなのですが、廃止は行き過ぎとしても今後はまた何かしらの制度変更があるかもしれません。

最後に、既に交付されている権利証についてはもちろん現在も有効ですのでご安心ください。大事に保管していただきますようお願い致します。

(司法書士 寺西 広)

～私のリラックス方～

私は最近アロマセラピーに興味があり、リラックスしたい時などに使っております

右の画像の電気式のアロマライトは、火を使わないので安全に楽しめますし、使い方もとても簡単です。エッセンシャルオイルを数滴落とすだけで、部屋に香りが漂い、リラックスできます。

リフレッシュしたい時にはお風呂に数滴入れたり、また、ティッシュペーパーやハンカチに数滴落として部屋の中に置いておくだけで香りを手軽に楽しめます。

好きな香りはラベンダーとベルガモットです。他にも色々な香りがあるので、興味がある方はぜひ一度お試しください。 荒木 和恵



司法書士☆四コマ劇場



<自筆証書遺言書と公正証書遺言書>

「公正証書遺言書はお金も手間もかかるので
自筆証書遺言書を便箋に書けば十分？」

司法書士のお仕事の一つに「遺言執行者」があります。まさに遺言を「内容どおりに執行する」お仕事です。

実は公正証書遺言書（公証人役場で作ってもらう遺言書）の場合はスムーズに執行できるのですが、遺言書が自筆証書遺言の場合、記載内容のちょっとしたニュアンスの違いで、手続きが難航することが珍しくありません。

例えば「預貯金を相続させる」と記載した場合。この場合は投資信託等の金融商品や保険金は含まれません。

また「私の住んでいる家屋」と記載されていると「土地」は含まれないこととなります。

では「金500万円を相続させる。」と記載されているものの、その財産が保険金だった場合。その保険の解約には相続人全員の同意が必要となってしまいます。

遺言執行者としては、遺言書の趣旨から遺言者の意図は推測できるのですが、書き方によっては銀行や保険会社、法務局が同意してくれず、執行ができなくなる場合があります。この場合、せっかく遺言書があるのに「執行不能」ということで、別途相続人全員で遺産分割協議をしなくてはなりません。

上記のようなトラブルを防ぐため自筆証書遺言書には「遺言書に記載されていないその他の一切の財産は、Aに相続させる。」等の記載を入れると良いと思います。

公正証書遺言書の場合は、公証人が、上記のような問題のちに起こらないよう配慮して記載してくれるので、これらの問題は起こりません。もし費用がかけられるのであれば、残された相続人の方々のためにも、安心な公正証書遺言書の作成をお勧めします。

（司法書士 寺西 広）

司法書士は他の国にも存在するの？

司法書士という士業が他の国にも存在するのかわか調べてみたところ、お隣の韓国には「司法書士」が存在していました。しかし、10年程前に「法務士」と名称を変更し、現在は「法務士」と呼ばれているそうです。

日本でも「司法書士」の呼び名を変更するという噂があり、その候補として「法務士」が上がっていたようですが、韓国に影響されたのでしょうか？

今だ日本では「司法書士」と呼ばれておりますが、司法書士の職域も簡裁代理権付与によって広がっておりますので、近い将来「法務士」等に変更される可能性もあるかもしれませんね。（司法書士 矢野 絢美）

編集後記

事務所通信も第三号となりました。本年もどうぞよろしくお願い致します。これからますます寒さが増しますので、お風邪など召ませぬようお気を付けください！

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4

エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://www.office-teranishi.jp>